主,文

原判決を破棄する。

被告人を懲役壱年に処する。

この裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

被告人が昭和二十四年四月頃A株式会社B造船所に運送中の同会社所有の石炭三瓲を窃取したとの点は無罪。

理由

第一点について。

当裁判所が認定する事実は原審認定の一二及び四乃至六の事実と同一であり右事実は原審挙示の各証拠を綜合してこれを認定する。
法律に照らすと被告人の所為は各刑法第二百十五条に該当するが以上は同法第四

法律に照らすと被告人の所為は各刑法第二百十五条に該当するが以上は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条第十条により犯情重いと認める判示六の事実の罪につき定めた刑に法定の加重をなし、その刑期範囲内において被告人を懲役一年に処し、諸般の情状に鑑み同法第二十五条を適用しこの裁判確定の日よら四年間右刑の執行を猶予すべく、訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項により被告人にこれを負担せしめることとし、尚被告人が昭和二十四年四月頃A株式会社日造船所に運搬中の同会社所有の石炭三瓩を窃取したとの点(原判示三の事実)については刑事訴訟法第三百三十六条により無罪の言渡をすべきものである。

よつて主文の通り判決する。

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 荒川省三 判事 堀義次)